

# 第23回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

## 次 第

令和2年5月15日（金）13時00分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 専門家発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

## 新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

### 1. 現在の状況

#### ○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 5月14日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	1,389,935	84,106
ロ シ ア	241,932	2,208
英 国	229,705	33,186
ス ペ イ ン	228,691	27,104
イ タ リ ア	222,104	31,106
ブ ラ ジ ル	188,974	78,424
ド イ ツ	174,098	7,861
ト ル コ	143,114	3,952
フ ラ ン ス	140,734	27,074
イ ラ ン	112,725	6,783
そ の 他	1,227,685	59,488
合 計	4,299,697	361,292

※ 204の国・地域で確認されている。

#### ○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 5月14日0時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	4,997	203
大 阪 府	1,750	62
神 奈 川 県	1,203	59
北 海 道	979	68
埼 玉 県	973	44
千 葉 県	888	40
兵 庫 県	694	35
福 岡 県	656	24
愛 知 県	496	34
京 都 府	356	13
そ の 他	2,916	105
合 計	15,908	687

※チャーター便帰国者15名、空港検156名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

#### ○ 都の発生状況 5,027名（5月14日19時15分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者等 5,024名（うち死亡者212名）

## ○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置  
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

	第 23 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 8 日	第 24 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4 月 1 日	第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 6 日	第 26 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 7 日	第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 1 日	第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 6 日	第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 2 2 日	第 30 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 4 日	第 31 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 7 日	第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 1 日	第 11 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5 月 4 日	第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 1 4 日	第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## ○ 都の動き

1 月 2 4 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 1 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 7 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 2 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 8 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 3 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 9 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 4 回東京都危機管理対策会議
1 月 3 0 日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
	第 1 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1 月 3 1 日	第 2 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 3 日	第 3 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 7 日	第 4 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 2 日	第 5 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 4 日	第 6 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 7 日	第 7 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 8 日	第 8 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 2 1 日	第 9 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 2 6 日	第 10 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 3 日	第 11 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 1 2 日	第 12 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 3 日	第 13 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 6 日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3 月 2 7 日	第 14 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 3 0 日	第 15 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 1 日	第 16 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月 6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月 5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 都の対応

### [新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）

## 新型コロナウイルス感染症への各局の対応

### ○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用
- ・ 経済的に困難な状況にある大学生等にアルバイトの機会を提供する取組を実施【全庁的取組】

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載  
(5月13日現在)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・ 「いのちを守る STAY HOME 週間」1都3県共同キャンペーン実施（4月25日～5月6日）  
1都3県知事共同ビデオメッセージ発出（5月1日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始  
(ほぼ毎日午後6時45分から配信) (5月11日より、午後6時30分からに変更)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載  
(4月14日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対応策（第四弾）を発表  
(4月15日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、より分かりやすく検索・閲覧できる「東京都新型

コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設（5月5日）

- ・ 都主催イベントについては、緊急事態措置の延長に伴い、5月31日まで中止・延期の対応を継続  
(戦略政策情報推進本部)

- ・ 東京都と区市町村との間における Web 会議の開催を促進するため、区市町村に対し Web カメラ・モニター・端末等の資材や通信費・ライセンスを提供
- ・ 軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に「健康アプリケーション」を導入

(財務局)

- ・ 都庁展望室の休室
- ・ 契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
- ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・ 期限までに申告等が困難な場合、申請により申告期限の延長を実施
- ・ 自動車税の下肢等障害者減免について、窓口申請に加え郵送による申請受付を開始

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオ CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月13日～15日、4月11日～5月6日に、新聞主要6紙に相談フロー図、問い合わせ窓口、知事メッセージ等を掲載
- ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレットペーパー、食料品の買い占めや感染症関連の消費者トラブルについて、ホームページや SNS で発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
- ・ 都立文化施設等の休館（5月6日まで）
- ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
- ・ 一時滞在施設用に体温計450本を提供
- ・ 計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計1850台、酒精度浮ひょう20本）
- ・ 生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOS トコス〕」を開設
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化

- ・「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
- ・広報東京都 5月号 1面・2面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策第4弾(概要)、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
- ・外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOSを5月4日から6日まで臨時開設
- ・都立文化施設等の休館期間（現行5月6日まで）を延長
- ・旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行5月6日まで）を延長
- ・芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の個人登録受付を開始

(オリンピック・パラリンピック準備局)

- ・東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・都立スポーツ施設等の休館

(都市整備局)

- ・感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
- ・SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信

(住宅政策本部)

- ・都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

(環境局)

- ・自然公園施設等の利用休止の実施

(福祉保健局)

- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 11 万枚を提供
- ・都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4月7日受け入れ開始）
- ・失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）

(病院経営本部)



- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ  
(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討  
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請  
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本IT団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

#### (中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・ 市場経由の生鮮食料品等をECサイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始

#### (建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

#### (港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

#### (交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

#### (水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

#### (下水道局)

- ・ 日本水環境学会と連携し、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくため、水再生センターにおいて下水の採取・保管を実施

#### (教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知

- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和 2 年 5 月 6 日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知  
(区市町村には都の措置を参考に協力を要請)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応を通知  
(区市町村には都の措置を参考に協力を要請)

(人事委員会事務局)

- ・ 採用試験の延期  
(令和 2 年度「東京都職員 I 類 B 採用試験 (一般方式・新方式)」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」)
- ・ 管理職選考の延期

(東京消防庁)

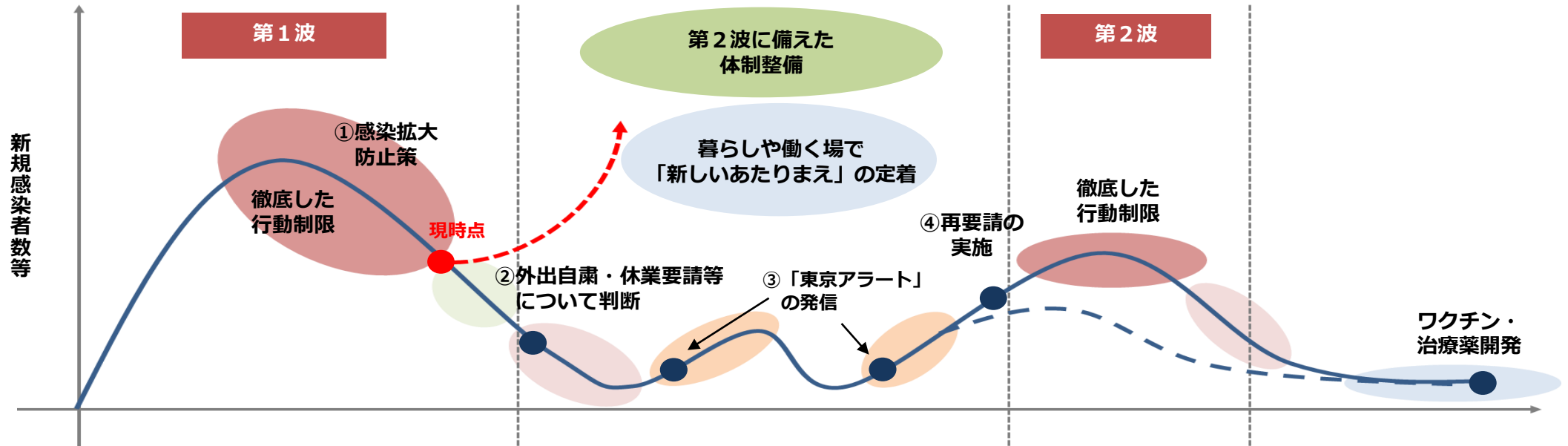
- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習 (危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等) の一部休止
- ・ 採用試験の延期 (令和 2 年度「東京消防庁消防官 (専門系及び I 類)」)
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

## ○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

# 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ(骨格)

- 1 緊急事態宣言下においては、外出自粛等の徹底を通じて、感染を最大限抑え込む
- 2 その後、適切なモニタリング等を通じて、慎重にステップを踏み、都民生活や経済社会活動との両立を図る
- 3 状況の変化を的確に把握し、必要な場合に「東京アラート」を発動し、外出自粛等の再要請をするなど感染拡大防止の徹底を図る
- 4 今後、発生が予想される「第2波」に対応するため、万全の医療・検査体制を整備する
- 5 ウイルスとの長い戦いを見据え、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣 = 「新しいあたりまえ」が定着した社会を構築する



## 緩和・再要請検討のモニタリング指標

感染状況	①新規陽性者 <20人/日	②リンク不明率 <50%	③週単位の増加比 <1
医療提供体制	④重症患者数	⑤入院患者数	
モニタリング	⑥PCR検査の陽性率	⑦受診相談件数	

## 休業要請の緩和措置のステップイメージ

ステップ0	● 現行の外出自粛の要請、施設使用停止の要請、イベント開催自粛の要請
ステップ1	● 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和 (例) 博物館、美術館、図書館
ステップ2	● クラスター歴がなく、3密になりにくい施設を緩和 (例) ・劇場等 → 入場制限や座席間隔の確保 ・飲食店 → 営業時間短縮の一部緩和
ステップ3	● クラスター歴があるか、又は高リスクの施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を再開

# 緩和・再要請を判断する際に用いるモニタリング指標(案)

判断指標	指標項目	国宣言解除	目安となる数値		指標の考え方
			緩和	再要請	
感染 (疫学的) 状況	① 新規陽性者数	<10 人/日 ※	<20 人/日	50 人/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染状況を把握・感染拡大の兆候を察知(②と合わせて判断)</li> <li>第1波の感染拡大局面の状況を踏まえて、目安を設定</li> </ul>
	② 新規陽性者における接触歴等不明率	-	<50%	50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>市中感染の拡大状況を把握</li> <li>新規陽性者のうち接触歴不明者が10人/日未満となる50%で目安を設定</li> </ul>
	③ 週単位の陽性者増加比	<1	<1	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規感染者数の直近の増減傾向を反映(1未満=減少傾向、2以上=倍加)</li> <li>再要請の目安は、感染拡大が始まった3月下旬の数値を設定</li> </ul>
医療 提供体制	④ 重症患者数	-	(5/14現在) 54人		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療提供体制のひっ迫状況を把握</li> <li>ICU等での管理又は人工呼吸器管理が必要な患者数を計上</li> </ul>
	⑤ 入院患者数	-	(5/13現在) 1,320人		<ul style="list-style-type: none"> <li>重篤・重症・中等症用の病床として、約3,300床確保</li> <li>確保病床の利用状況を把握</li> </ul>
モニタリング (監視体制)	⑥ PCR検査の陽性率	-	(5/12実績) 5.0%		<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な検査体制を前提として、新規感染者の動向を把握するための補助的な指標</li> </ul>
	⑦ 受診相談窓口における相談件数	-	(5/11実績) 1,760件		<ul style="list-style-type: none"> <li>患者数の増減など、感染の兆候を察知</li> </ul>

※10万人あたり0.5人という国の指標をもとに都の人口で算出

(①②⑥は7日間移動平均で算出)

# モニタリング指標の運用方針(案)

感染状況、医療提供体制、監視体制の観点から、7つの指標について常にモニタリングを行い、東京アラートの発動や必要な休業要請を行うことなどを通じて、感染拡大を適切にコントロールする。

## 休業要請の緩和

感染状況の指標が全て緩和の目安を下回った場合、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ、総合的な判断により、緩和を実施。緩和については、2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に実施する。

## 「東京アラート」の発動

1項目以上の指標の数値が緩和の目安を超えるなど、警戒すべき状況と判断される場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼びかける。

## 休業の再要請

複数の指標の数値が再要請の目安を超えた場合には、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ、総合的に判断して再要請を実施する。

# 休業要請の緩和措置のステップイメージ

## 事業者に対する休業要請等

ステップ0

- 遊興施設、運動・遊技施設、劇場  
商業施設等を対象
- 飲食店等は短縮営業（20時まで）
- イベント自粛

ステップ1

- 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和  
（例）博物館、美術館、図書館  
➡入場制限等を設けることを前提に施設の再開

ステップ2

- クラスター歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和  
（例）・劇場等 ➡入場制限や座席間隔の留意を前提とした施設の再開  
・飲食店 ➡営業時間短縮の一部緩和

- 小規模のイベント開催を可能

ステップ3

- クラスター歴があるか、またはリスクの高い施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を再開

- 中規模のイベント開催を可能

適切な感染予防策を講じたうえで、全面緩和

# 「第2波」に備えた体制整備

今後予想される第2波に備え、その間を利用して、検査体制の拡充、症状に応じた医療体制の確保、患者情報や感染状況の適格な把握等をできる体制を整備

## 【これまでの対応】

### 検査

- ✓ 健康安全研究センター・民間検査機関の体制強化
- ✓ かかりつけ医・PCRセンターとの連携による検査体制の拡充  
(最大約3,100件/日に拡大)

### 医療

- ✓ 都立・公社病院を中心に、民間医療機関の協力を得て、感染拡大に応じた病床確保を着実に推進  
(3,300床確保済み)
- ✓ 軽症者用に宿泊療養施設を確保  
(5施設・2,865室)

### 患者情報 ・ 感染状況

- ✓ 「患者情報管理センター」の設置
- ✓ 都職員派遣による保健所の取組支援、保健所・医療機関等との連携

## 【感染の再拡大期も見据えた今後の対応策】

### 迅速に検査を受けられる体制の充実

- ✓ 新型コロナ外来の拡充、PCRセンターの設置支援(5月末までに23区21市まで拡大)により都内全域における検査体制を充実
- ✓ 新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用や積極的な設備整備・人材育成の促進による検査能力増強 など

### これまでの都の取組を検証し、 症状に応じた医療提供体制を整備

- ✓ 発生状況に応じて病床を確保(最大4,000床)
- ✓ 病院機能に応じた重篤・重症・中等症用病床の確保、感染症入院重点医療機関、専用医療機関の整備
- ✓ 軽症者等用の宿泊療養施設の確保
- ✓ 医療機関における感染症対策人材の育成・確保
- ✓ ガイドラインや動画作成など院内等感染防止対策の強化
- ✓ 医療物資の確保(マスク、アルコール消毒液・防護服)

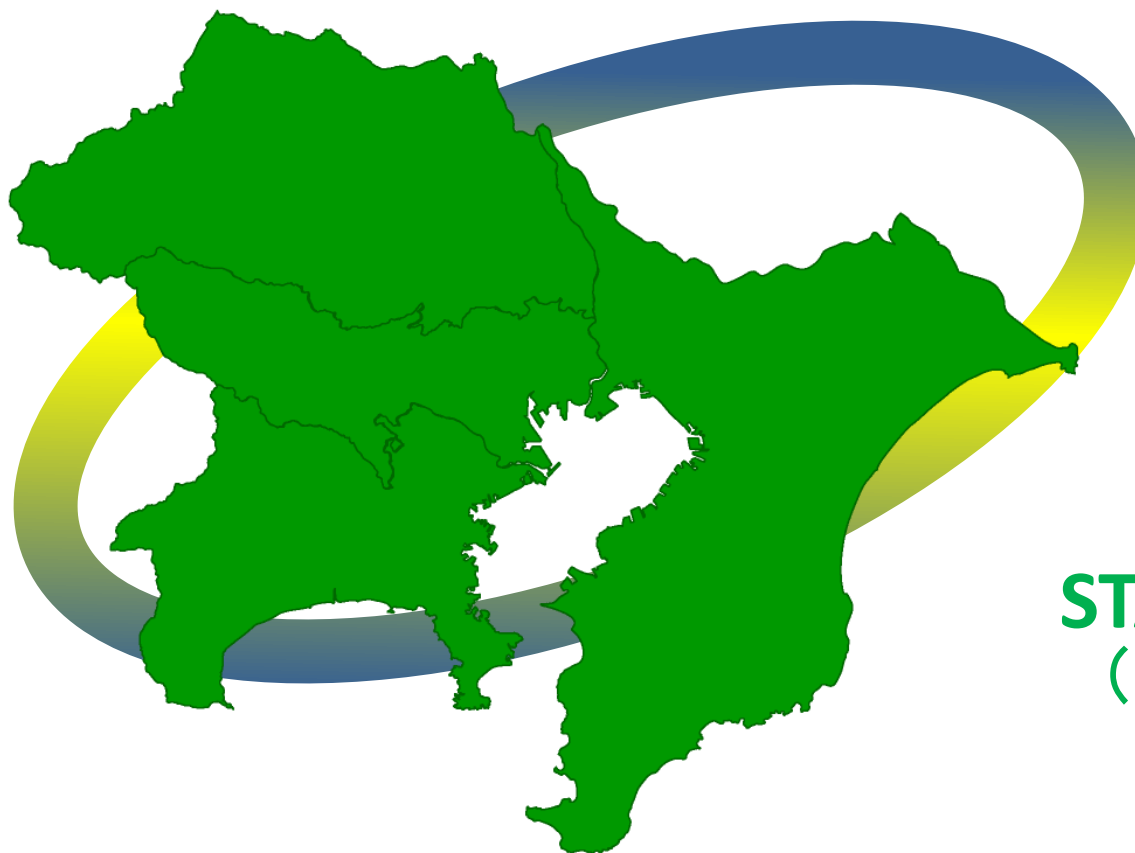
### 患者情報の的確な把握・モニタリングの強化

- ✓ 都と保健所の一体的な取組の推進による情報管理・患者支援機能の強化
- ✓ 接触確認アプリの活用等による接触状況の把握



# 感染拡大防止に向けて1都3県で協力

生活圏が連なっている一都三県が緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症の収束を目指していく



**STAY in TOKYO**  
(東京にしよう)

**東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県**



緩和・再要請を判断する際に用いるモニタリング指標(案)

# ① 新規陽性者数

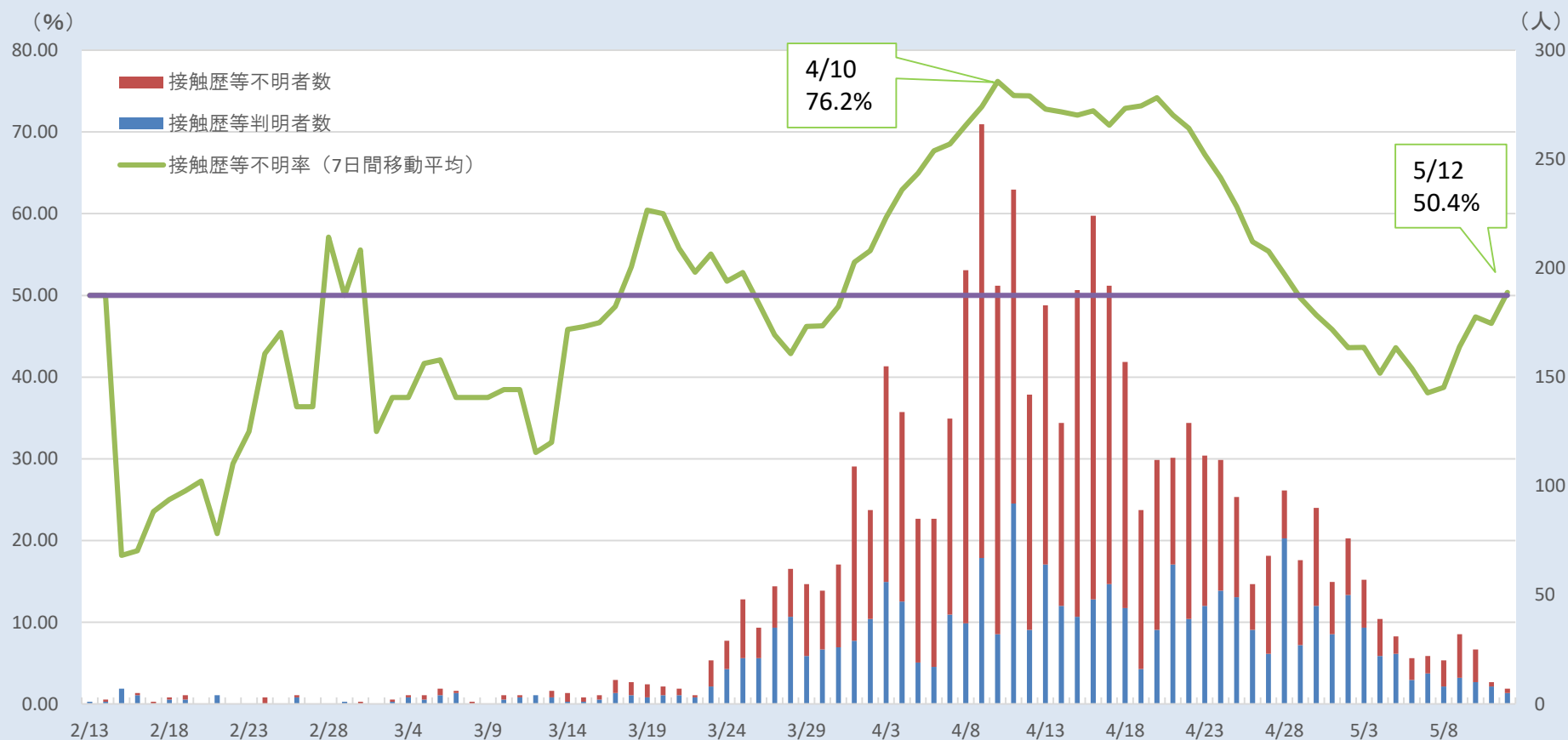
- 新規陽性者数の推移は陽性者の発生状況、発生の始期、発生期間、症例の増減を把握でき、介入の効果や終息の判断にも使われる。



確定日別新規陽性者数は、3月中旬以降増加し、4月9日には最大266人まで急増した。7日間移動平均の推移をみると4月16日以降に減少に転じ、直近では20人まで減少した。

## ② 新規陽性者における接触歴等不明率

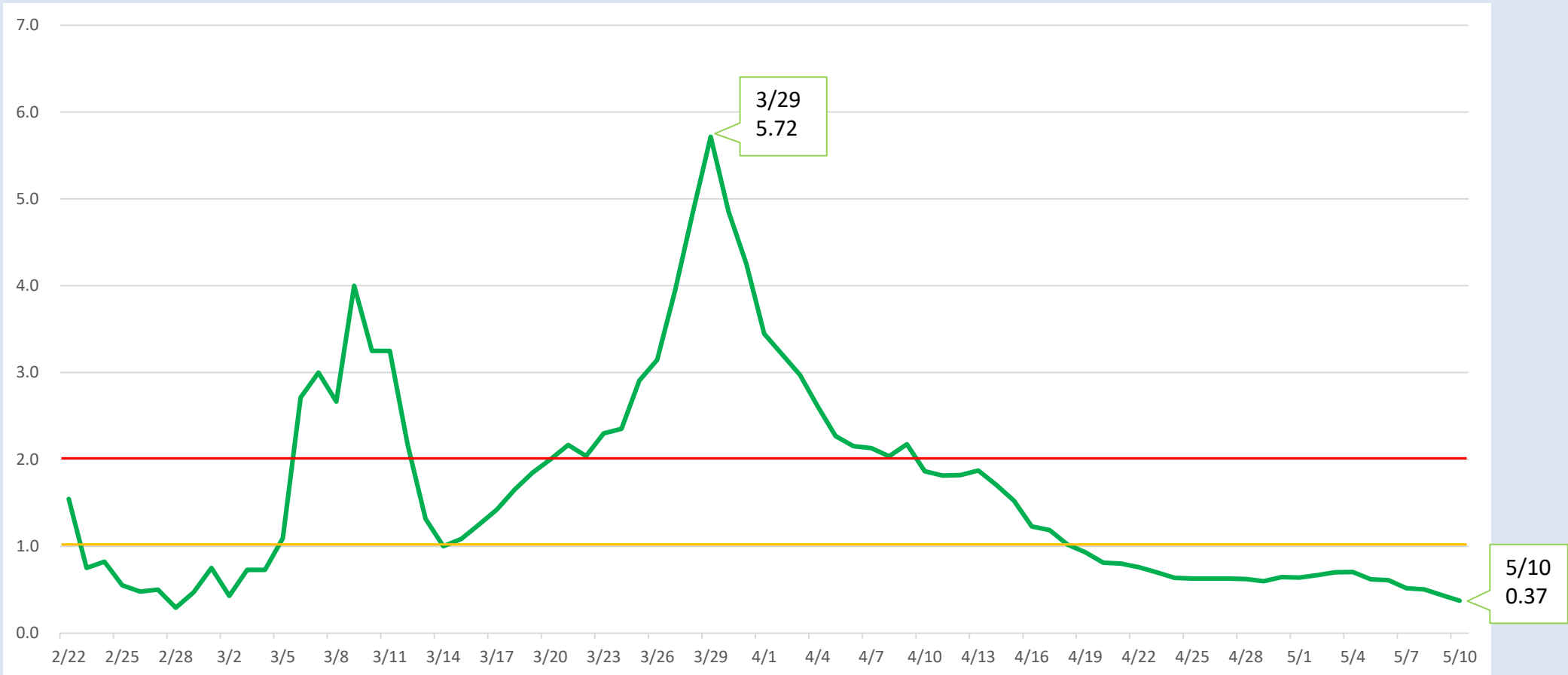
- 感染地域への渡航歴や患者との接触歴がある場合には、感染の連鎖が追えていることになり、感染の広がりが限定的であることを意味する。
- 一方、どこで感染したか分からない者（接触歴等不明者）が増加している場合には、市中で感染が広まっていることを示唆する。また、接触歴等不明率が低いということは保健所の調査が確実に行われているという指標にもなる。



接触歴等不明率は、4月中旬を中心に70%を超える日が続いたが、4月末からほぼ50%を下回っている。

### ③ 陽性者増加比（1週間比較）

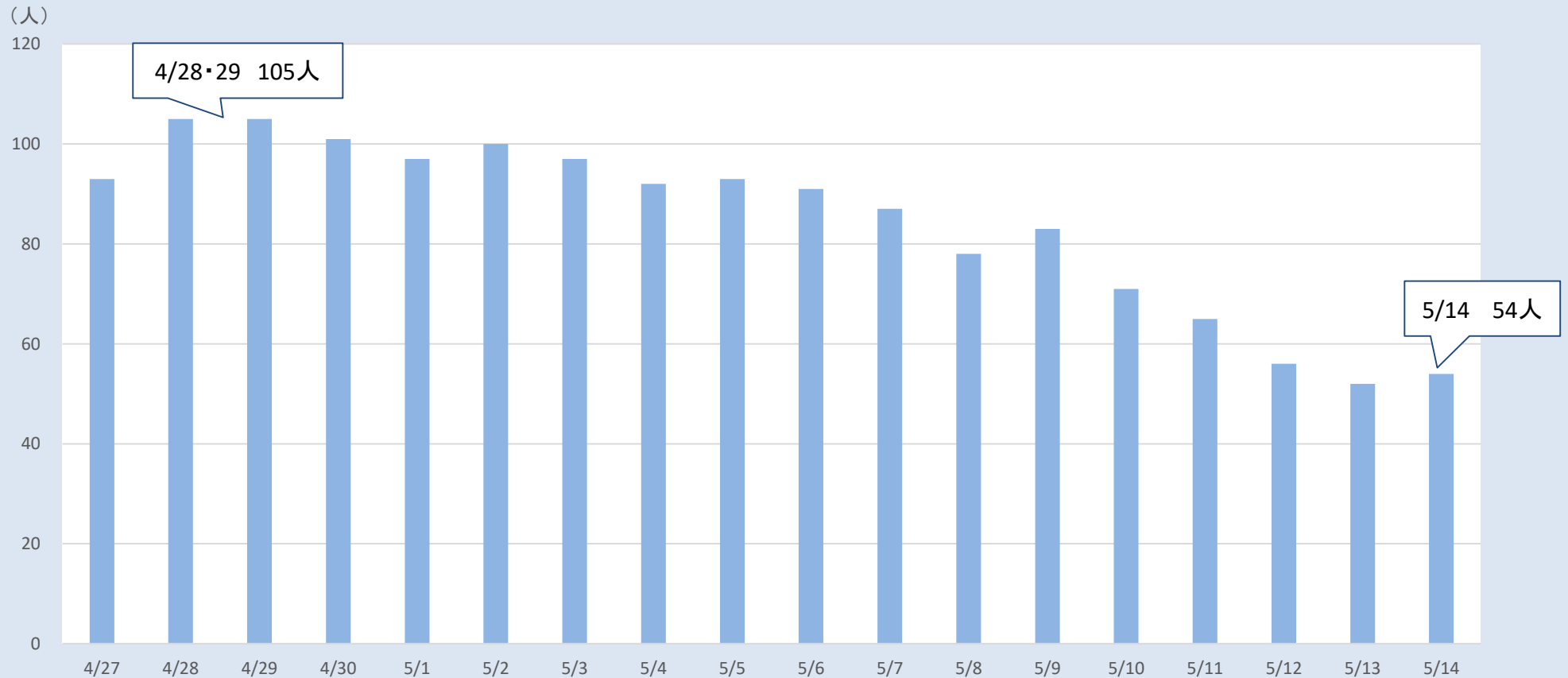
- 直近1週間の新規感染者の報告数とその前の1週間の報告者数の比。1を上回ると増加し、1を下回ると減少する。比率が高くなると急激な感染拡大の可能性があり、モニターしていく必要がある。



3月5日以降、1を上回って推移し、3月29日には前週と比較し5.7倍へ増加した。増加比はその後減少に転じ、4月19日以降は1を下回って推移し、陽性者は減少傾向となっている。

#### ④ 重症患者数（人工呼吸器・ECMO又はICU使用数）

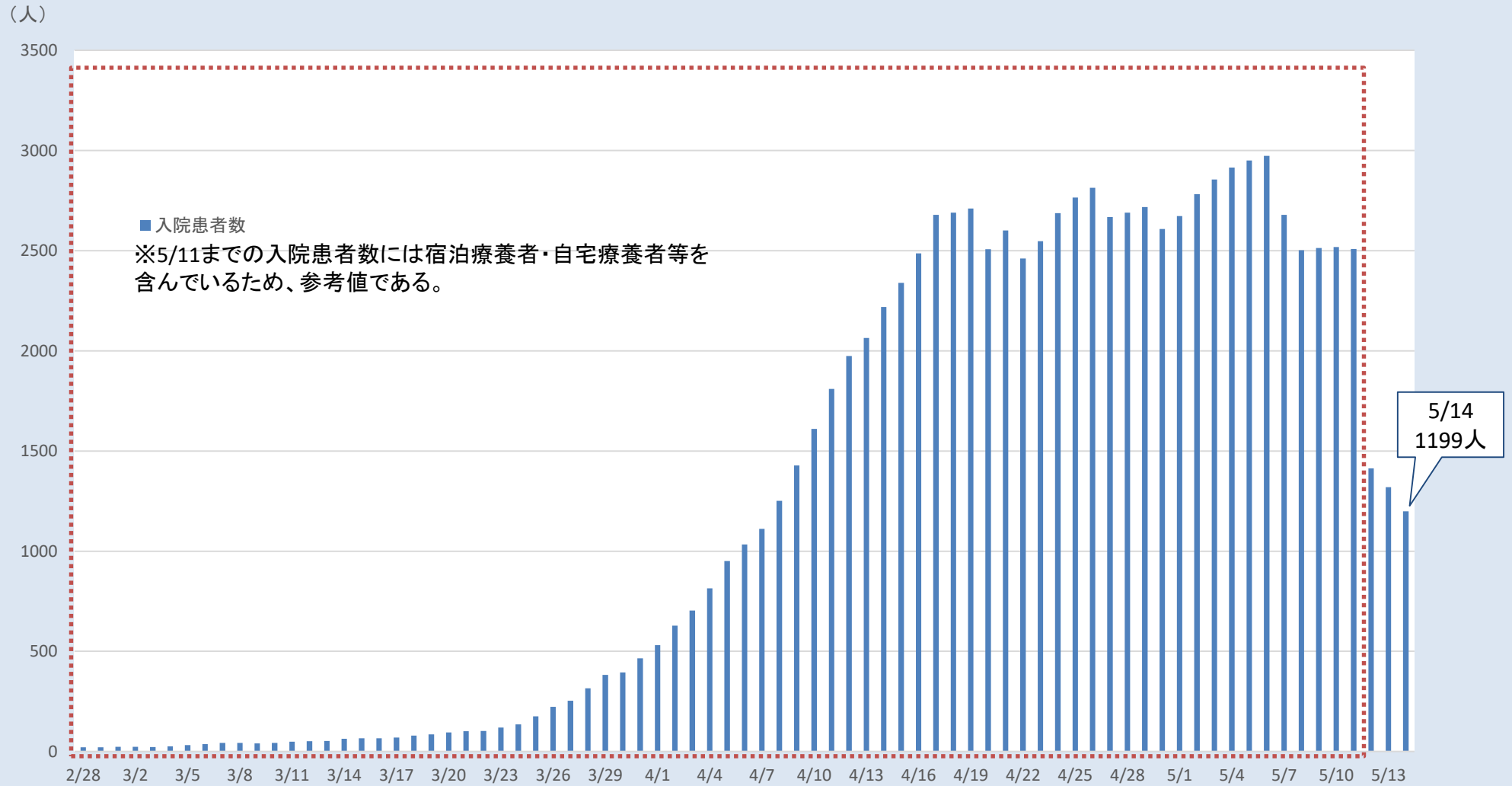
- 重症患者は、治療期間が長期化するため、その発生数が減少しても、すぐには総数は減少せず、医療従事者の負担が減少しにくい。
- 人工呼吸器・ECMO・ICUの総数は有限であり、重症患者の急増により医療資源がひっ迫する恐れがある。



データの比較が可能な4月27日以降で見ると、4月末をピークに、減少傾向となっている。

## ⑤ 入院患者数

- 入院患者数は、その時点で使用している病床数を示し、医療提供体制が整えられているかを反映するものである。



4月中旬ごろまで増加傾向にあったが、直近3日間では減少傾向となっている。

## ⑥ PCR検査の陽性率

- 陽性率は、新規のPCR検査件数に対する陽性者数の割合であり、新規感染患者数の増減の傾向を把握できる。

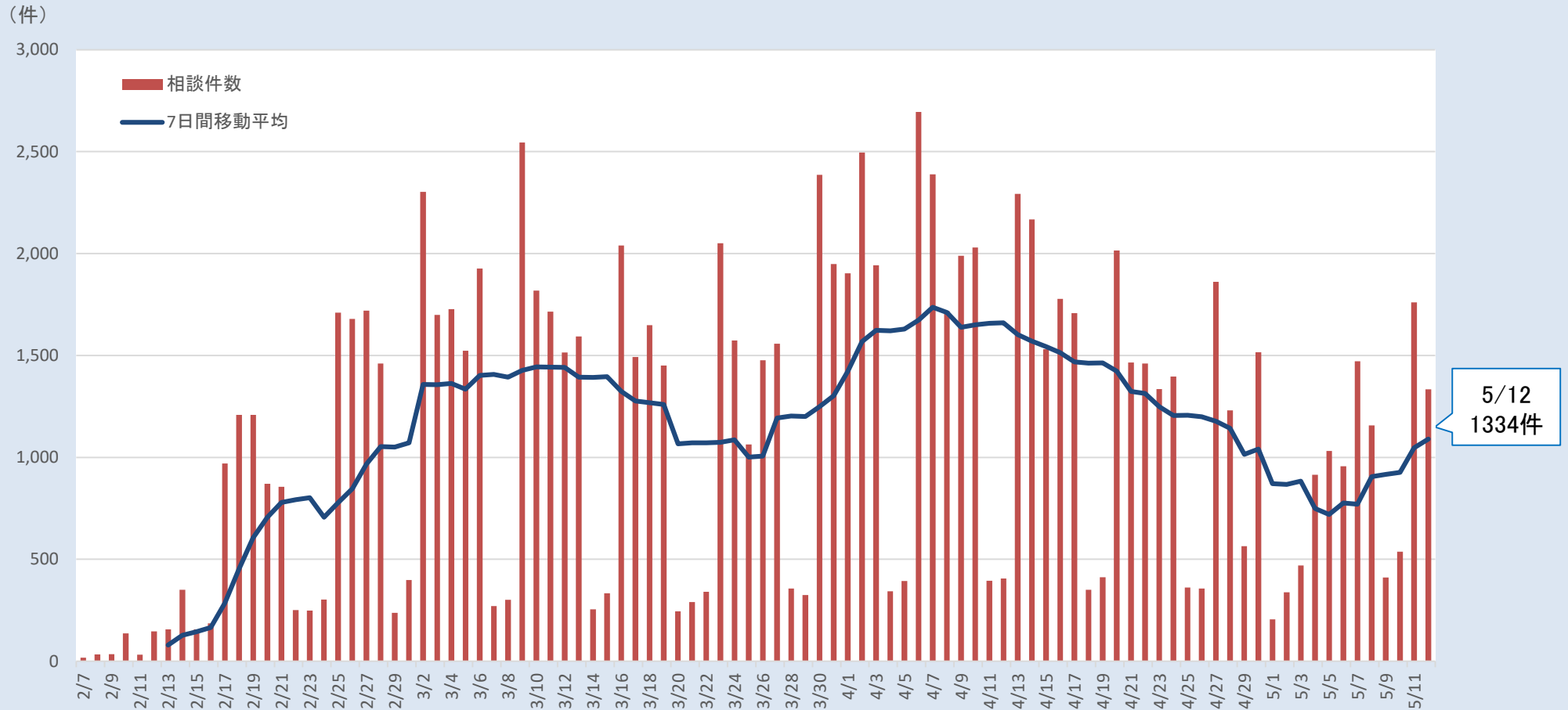


※ 5月7日以降は①東京都健康安全研究センター、②PCRセンター（地域外来・検査センター）、③医療機関での保険適用検査実績により算出。  
4月10日～5月6日は①②のみ、4月9日以前は①のみのデータ

新規陽性者数が増加を始めた3月下旬に10%を超え、4月中旬には30%を超えるなど、高水準となった。その後は低下傾向にあり、直近では10%を切る水準となっている。

## ⑦ 受診相談窓口における相談件数

- 「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある方や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている方が受診相談できる窓口で、必要な問診が行われる。
- このため、相談件数の増加は、このような症状を呈する者の増加を反映する可能性があり、新規陽性者の判明前に現れることから、今後の予兆の指標となり得る。



2月中旬以降に増加し始め、4月の第2週にピークとなったが、その後は減少傾向にある。



## 「第 23 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 5 月 15 日（金）13 時 00 分  
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

### 【危機管理監】

ただいまより第 23 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を実施いたします。

本日は新しく導入されました Webex というシステムを使いまして、それぞれの居室で参加をされていらっしゃる局長等の方々にも、このように画面で見えるような形で参加をしていただいております。よろしくお願いいたします。

また、本日、感染症の専門家といたしまして、東京都医師会の副会長、東京都の災害医療コーディネーターでいらっしゃいます猪口先生と、それから東京医科大学渡航者医療センター教授でいらっしゃいます濱田先生のお 2 人にご出席をいただいております。後程ご発言をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは資料に基づきまして説明をして参ります。お手元の資料 1 枚おめくりください。

現在の状況ということで主要な国・地域ごとの発生状況になります。

世界では約 430 万の感染者数、約 36 万の死者数が出ております。

国内の発生状況ですが、5 月 14 日の時点で、感染者数約 1 万 6000、死者数で約 700 という数字です。

都の発生状況につきましては 5027 名が感染をしているという状況にあります。

国の動きになります。5 月 14 日に第 34 回新型コロナウイルスの感染症対策本部会議が開催されております。昨日 14 日におきまして、国の方では専門家の方々によります諮問委員会の意見を聞いた上で、東京都を含む 8 つの特定警戒都道府県を除く 39 県における緊急事態宣言の解除を行うほか、基本的対処方針の変更を行いました。

皆様のお手元に参考資料と書いてあります資料が第 34 回感染症対策本部の資料です。資料 2 に緊急事態宣言の区域の変更ということで、実施すべき期間と区域に関して記載されています。

1 枚おめくりいただきますと、会議時点で案となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針をお付けしております。今回変更されました基本的対処方針において、緊急事態宣言の解除に当たっては、感染状況、そして医療提供体制、監視体制の 3 点を総合的に判断した、とされています。

また、東京を含む 8 都道府県につきましては、直近 1 週間の累積の報告数が 10 万人当た

り0.5人以上であるということから、特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けて、取り組む必要があるとされております。

国によりますと、改めて、今月の21日に8都道府県の状況を踏まえて、緊急事態措置の解除について検討をするということになっております。

都におきましては、引き続きこれまでの徹底した外出自粛や施設の使用停止等の緊急事態措置を継続いたしまして、都民の皆様や事業者の皆様に対して、感染拡大防止対策をお願いするということになって参ります。

次に、新型コロナウイルス感染症への各局の対応です。

総務局におきまして、一番下のところ、経済的に困難な状況にあります大学生等にアルバイトの機会を提供する取り組みを実施しております。全庁的な取り組みです。

それから政策企画局です。一番下の行の下線部、新型コロナウイルス感染症に関する支援策につきまして、よりわかりやすく検索閲覧できる、「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設しております。また都の主催イベントにつきましては緊急事態措置の延長に伴いまして、5月31日まで中止延期の対応を継続しております。

戦略政策情報推進本部におきましては、東京都と区市町村の間におけますWeb会議の開催を促進するために、区市町村に対して必要な支援を提供しております。また、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に健康アプリケーションを導入したところです。

主税局におきましては、期限までに申告等が困難な場合、申告期限の延長を実施すること、また、自動車税の下肢等の障害者の方々への減免につきまして、郵送による申請受け付けを開始しております。

1枚おめくりいただきまして、上の方の下線部、生活文化局になりますが、芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の個人登録受け付けを開始いたしました。

1枚おめくりください。下の方、下水道局が日本水環境学会と連携をいたしまして、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくために、水再生センターにおきまして、下水の採取、保管の実施を開始しております。

続きまして、各局の方からのご発言をいただきますが、まず新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの骨格というところにつきまして、総務局長の方からご説明お願いいたします。

#### 【総務局長】

総務局です。新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ、その骨格につきまして説明をいたしたいと思っております。基本的な考え方といたしまして、まず5月31日までとされております緊急事態宣言下におきましては、外出自粛の徹底等を通じまして、感染を最大限抑え込んで参ります。

その後、適切なモニタリング等を通じて慎重にステップを踏み、都民生活や経済社会活動との両立を図って参ります。

また状況の変化を的確に把握し、必要な場合には、「東京アラート」を発動いたしまして、外出自粛等の再要請をするなど、感染拡大防止の徹底を図って参ります。

これらのステップと同時に、今後発生が予想される第2波に対応するため、万全の医療、検査体制をこの間に整備して参ります。

ウイルスとの長い闘いを見据えまして、感染拡大を防止する暮らしや働く場での習慣、「新しいあたりまえ」が定着した社会を構築して参ります。

なお、これらの5つの視点からの取り組みを強力に推進していくために東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県が緊密に連携することにより、新型コロナウイルス感染症の収束を目指して参ります。

新型コロナウイルスの感染症は現時点では有効なワクチン等がないため医療崩壊を招かないよう、自粛により感染拡大を起こさないことが重要でございます。また東京は、緊急事態宣言が発令中でございますが、まずは現在の緊急事態措置に基づく自粛要請を維持し、陽性患者の新規発生を抑え込んで参りたいと思っております。

その上で、先ほど申しましたように感染症の防止と経済社会活動の両立を図るため、段階的な自粛要請の緩和を実施することとなります。また再度の感染拡大の兆しが見えた際には、再自粛の要請等を実施していくこととなります。

要請の緩和や再要請、再度の休業要請や外出自粛要請の日安となるモニタリングの指標といたしましては、感染状況、医療提供体制、モニタリングの3つの観点から指標を設定いたします。感染状況のすべての指標の数値が緩和の基準値を下回った場合には、その他の指標を勘案しながら、専門家の意見も踏まえ、総合的に判断して外出自粛や休業要請の緩和を実施して参ります。そのためのモニタリング指標として、この3つの判断指標を用いて参ります。

緩和措置のステップイメージについては、現在の状況を、ステップ0といたしまして、施設の特徴やクラスターの発生歴などから判断して、ステップ3までの4段階で設定しております。

具体的にはこの右側を書いてあるステップ0からステップ3までの通りでございます。今後予想される第2波に備えまして、これにあわせて検査体制の拡充、医療体制の整備、あるいは患者情報や感染状況の的確な把握等ができる体制を整備して参ります。

なお、今後このロードマップ、今日お示したのは骨格でございますが、これを策定していくに当たりましては、区市町村や経済団体との意見も聞きながら検討を深めて参りまして、来週中にはロードマップを取りまとめて報告をして参ります。

具体的な中身、詳細については、お配りした資料を後程ご覧いただきたいと思っております。説明は以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

その他ここにご出席の局長等の方々からご発言等ございますか。よろしいですか。

Webでご参加の皆様からご発言等ございますか。よろしいですか。

それではここで本日ご出席をいただいております、感染症の専門家の方々からご発言をお願いしたいと思います。まず、猪口先生からお願いいたします。

#### 【感染症専門家】

東京都医師会の猪口です。よろしく申し上げます。私たちは先ほど意見を交換いたしました。このロードマップの1枚目でございます。

この緩和をしていく目安となる指標、それから緩和を行った後、アラートを発する時、それから、場合によっては再要請する時の、その節目節目となるモニタリング指標について、話し合いを持ちました。

モニタリング指標案というところをご覧になっていただきたいのですけれども、そこでは、感染の状況ということで、新規陽性者数が一番に挙げられております。

国の指標が1日当たり10人に対しまして20人。ちょっと多く感じるころではございますけれども、②の新規陽性者における接触歴等不明率、要するにリンクのわからない患者さんが50%以下にしっかりなってくるということも併せて、この①番と②番は組み合わせで考えるべきだということ。それから、③番の週単位の陽性者の増加比が、前の週よりも下回るということが大事であるということで、これがですね、都民にしっかり見てもらう数値として、妥当であるというか、根拠のある数字ということで、皆で話し合いました。

医療提供体制においては、特に④重症患者数、これは、ICUに入っている患者さんの数でありますけれども、最大ICUに入っていた患者さんが110名前後、それから、救命救急センターの数、その他の病院と合わせると、やはりそれぞれの病院に十分負荷が取れて、次に備えられる数として、50前後ぐらいが妥当であろうというような意見となっております。

そして⑥番、PCR検査の陽性率。これは、これからどんどんPCRだけではなくて、抗原検査を用いながら、新規の患者さんを早く見つけていくということが、感染拡大を防ぐためには非常に重要と考えておりますが、この陽性率を見ているところでありますけれども、早く見つけて、早くクラスターなどを追って、そして治療開始するということが、次の波を抑えるために一番大事なことと考えております。そのために、このPCRだけでなく、抗原検査もたくさんできるように、今後備えていくことが大事だろうということで、話をしました。このモニタリング指標をそれぞれのアラートとなるときに、いろいろ考えますけれども、数字の値だけではなくて、それが上昇傾向にあるのか、下降傾向にあるのか、そういうことをしっかり見て、都民の皆さんにアラートを出すという以前に、医療体制としては、早めに予知をして、そして動いていこうということで話し合いました。以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。続きまして濱田先生、お願いいたします。

#### 【感染症専門家】

はい。大筋は今、猪口先生の方からお話のあった通りでございますけど、他に出た話題といたしまして、国が出す基準とそれから都が出す基準に、これがちょっと齟齬が出てもいいけないし、整合性というものを考えていく必要があるということで、このモニタリング指標を都が出す場合、都民の皆さんに、国との関係というものをわかりやすく説明した方がいいのではないかという話が出ました。

それから目安となる数値、感染状況につきまして、緩和・再要請ということで数値が載っておりますが、この間に緩和はこのような形でやるとして、様子を見てまた流行が始まりそうな時に、「東京アラート」という危険信号、黄色信号を出す。

そして再要請は赤信号というような形で出すわけですけど、この「東京アラート」を出す数値というものも今後考えていきましよう、これはまずは医療機関に早めに知らせて、準備を整えていく必要があるのではないか、そんな話をしたと。それから、あと今現在、大分落ち着いてきている段階で、今までの対策を評価して、そして今後の第2波に備える医療体制の整備を図っていこうということも話ありました。以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。それでは、本部長からご発言をお願いいたします。

#### 【都知事】

猪口先生、濱田先生ありがとうございます。

先ほども医療関係の感染症のご専門の方々と大変有意義な意見交換をさせていただきました。

そしてまた、先ほども、このモニタリング指標の案などにつきましても、大変有意義なご意見を頂戴したこと、それを踏まえて、これからも東京をしっかり骨格からさらに肉付けをしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

さて、今日はですね、4月7日に緊急事態宣言が発出をされたわけであります。

この間、都民の皆さん事業者の皆様方には、外出の自粛、そして施設の使用停止など、もう本当に多大なるご協力をいただいたことを、まずもって心から感謝を申し上げたいと思います。

そして、大型連休中の STAY HOME 週間でもありますけれども、特に都民の皆様方、事業者の皆様方のご協力によって、見たことのないような東京になったことを含めましてですね、これは一人ひとりの、そしてまた一つひとつの事業者のおかげ、ご協力の結果ということだと思います。そしてそのことが、今、確実に外出の自粛、それから接触の機会を減らすという、このことで成果があらわれてきていると思います。

一昨日は、10人まで感染者が減りました。もう一息で1桁だと思っていたら、昨日は30人という数字でございました。ただ押しなべて見ますと5月6日以降、つまり大型連休が明けた後ですけれども1日あたりの新規感染者数は、40名以下が続いているということでございます。それから7日間の陽性者の平均を見ましても、減少傾向を示しているということでもあります。

一方、大型連休が済み、そして、STAY HOME 週間が一つの区切りのような感覚を与えたせいか、地下鉄そしてターミナル駅周辺のデータによりますと、都内の滞在人口が増加傾向にあると、様々な数値が示しております。これによって、せっかくの皆さんの努力が水泡に帰してしまっただけでは、この間一体何だったんだろうということになりかねません。

よって、都民の皆様方には今一度気を引き締めていただいて、外出の自粛等をご協力をお願いしたいと存じます。

そして、昨日は一つの大きな節目でもございました。

政府対策本部の開催によって、39県の緊急事態宣言が解除されたということで、さらにこれに加えて、解除の基準などが示されたわけでもあります。

東京都につきましては、ご承知の通り、引き続き、特定警戒都道府県とされまして、5月31日までは、引き続き現在の措置をとることといたします。

先ほど骨格の報告がございましたように、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップであります。これをさらに先生方のご意見や、この後の数値等々もより深めて、研究をしまして、来週にも策定、公表とさせていただきます。本日のロードマップは、骨格としてお示しをしております。いずれにしましてもこの新型コロナウイルスというのは、本当に世代を超えて命を奪う、そして非常に難敵でございます。

今日はロードマップの骨格をお示しいたしましたが、皆さんのこれまでの日常が大きく今変わっており、これを機に、感染症の防止と経済社会活動が両立をした新しい当たり前を定着させていく、そういう社会の構築を進めていきたいと考えております。

また、各局から提出されております、補正予算でありますけれども、これについては取りまとめを行っていただいております。来週19日に発表をする予定となっております。ここはオール東京で臨んでいかなければなりません。引き続き、局の垣根を越えて、全庁一丸となって、一刻も早い事態の収拾に向けて、取り組み、頑張っていこうではありませんか。よろしく申し上げます。以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。